

# 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会栃木県選手団ユニフォーム 作製業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」に向け、本県選手団の士気の高揚、「チームとちぎ」としての一体感の醸成を図るため、国民体育大会・とちぎ大会の本県選手団ユニフォームデザインを一新することとし、ユニフォームを作製する事業者を公募し選定する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

国民体育大会・全国障害者スポーツ大会栃木県選手団ユニフォーム作製業務

### (2) 業務内容

別紙「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会栃木県選手団ユニフォーム作製業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 担当所属及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 (栃木県庁南別館)

第 77 回国民体育大会栃木県競技力向上対策本部事務局

(栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課競技力向上対策室内)

TEL : 028-623-3368 / FAX : 028-623-3411 E-mail : 77taisaku-honbu@pref.tochigi.lg.jp

HP アドレス [http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/77kokutai/77kokutai\\_top2.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/77kokutai/77kokutai_top2.html)

受付時間 : 土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く)。

ただし、面接による場合は、あらかじめ担当者宛て予約を取ること。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当するものでないこと。
- (4) 国民体育大会等の選手団ユニフォームの作製受注実績があり、業務を確実に遂行できる者であること。

## 4 プロポーザル実施の手続

### (1) 実施スケジュール

項目	日程（予定）
実施要領等の公表	令和2(2020)年10月15日（木）
実施要領等に関する質問受付締切	令和2(2020)年10月21日（水）
質問に対する回答	令和2(2020)年10月28日（水）
参加表明書の提出期限	令和2(2020)年11月6日（金）
企画提案書の提出期限	令和2(2020)年12月3日（木）
企画提案書の審査	令和2(2020)年12月中～下旬
選定結果の通知・公表 ※	令和3(2021)年1月

※本公募型プロポーザルで選定された事業者に対して、栃木県（第77回国民体育大会栃木県競技力向上対策本部事務局）としては売買・委託等の契約の締結、代金の支払い等は原則として行わず、仕様書に記載のとおり、令和3(2021)年度以降10年間程度、公益財団法人栃木県スポーツ協会等から一定数量の発注を行うことを予定している。

(2) 実施要領等の配付

配付は行わないため、ホームページでダウンロードすること。

(3) 質問受付・回答

質問事項がある場合は、質問書（様式1）により次のとおり提出すること。

- ア 受付期間 公募開始から令和2(2020)年10月21日（水） 午後5時必着
- イ 提出先 2(3)に同じ
- ウ 提出方法 電子メール
- エ 回答期日 令和2(2020)年10月28日（水）
- オ 回答方法 質問者に対して電子メールにより行うほか、ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

本公募への参加を希望する場合は、参加表明書（様式2）を作成し、次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和2(2020)年11月6日（金） 午後5時必着
- イ 提出先 2(3)に同じ
- ウ 提出方法 電子メール
- エ 参加辞退 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、別添仕様書により企画提案書（様式4）等を作成し、次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和2(2020)年12月3日（木） 午後5時必着
- イ 提出先 2(3)に同じ
- ウ 提出物 企画提案書等一式
- エ 提出方法 持参又は郵送  
ただし、持参の場合は、2(3)によることとし、郵送の場合は書留郵便により期限までに必着とすること。

## オ その他

- (ア) 企画提案は1者3提案までとする。
- (イ) 企画提案書等の提出部数は、9部（正本1部、副本8部）とし、別途CD等により電子データを1部提出すること。
- (ウ) 企画提案書等の提出期限後は提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

## 5 企画提案書の審査

審査は、参加表明書が応募要件に該当する旨を確認した後、企画提案者によるプレゼンテーションを行い、別に定める委員により組織される検討部会により審査の上、決定する。

なお、応募者多数の場合は、書類による予備審査を実施する場合がある。

### (1) プレゼンテーション

- ア 開催日 令和2(2020)年12月中～下旬
- イ 開催場所 参加表明書を提出した企画提案者に別途通知する。

### (2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について、別表の審査項目及び評価基準に基づき評価・採点し、検討部会による総合的な判断により、相手方事業者を選定する。

ただし、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがある。

また、参加者が1者の場合は、総合的に評価して相手方事業者としての適否を判断する。

検討部会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、選定後速やかに応募者に通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 6 相手方事業者の決定方法

5(2)により公正な審査を行い、ユニフォームを作製する相手方事業者を事務局が決定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、相手方事業者と事務局との間で企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議や調整を行い、契約手続に進むこととする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事務局と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）、栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報

の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

8 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、事務局は契約の全部又は一部を解除することができることとし、契約金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。この場合、事務局に損害を与えたときは、その損害に相当する額を受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由による場合

天災その他事務局及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合には、事務局の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、事務局は当該部分についての契約金額の支払いを免れる。

9 その他

- (1) 事業の成果は、事務局及び栃木県に帰属する。
- (2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費については、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提案者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合には、当該提案者は失格となる。

別表 審査項目及び評価基準

No.	基準の内容	
1	企画	開催基本構想を理解し、環境に配慮した製品の提案となっているか。
2	機能	どのような工夫がなされているか。
3	デザイン	作製するアイテムが全体としてコーディネートされているか。
4	供給	迅速かつ確実に対応できる体制を整えることができるか。
5	購入価格	仕様に定める条件を満たしているか。
6	地元貢献	県内企業との連携や県産品の使用等、本県への貢献があるか。